

## 第2節 騒音

### 2.1 調査

#### 1. 調査項目及び調査方法

対象事業実施区域及びその周辺の環境を把握し、予測及び評価に必要な情報を得るため、現況の騒音及び交通量の状況を調査した。調査項目等、現地調査内容は表 4.2.1 に示すとおりである。

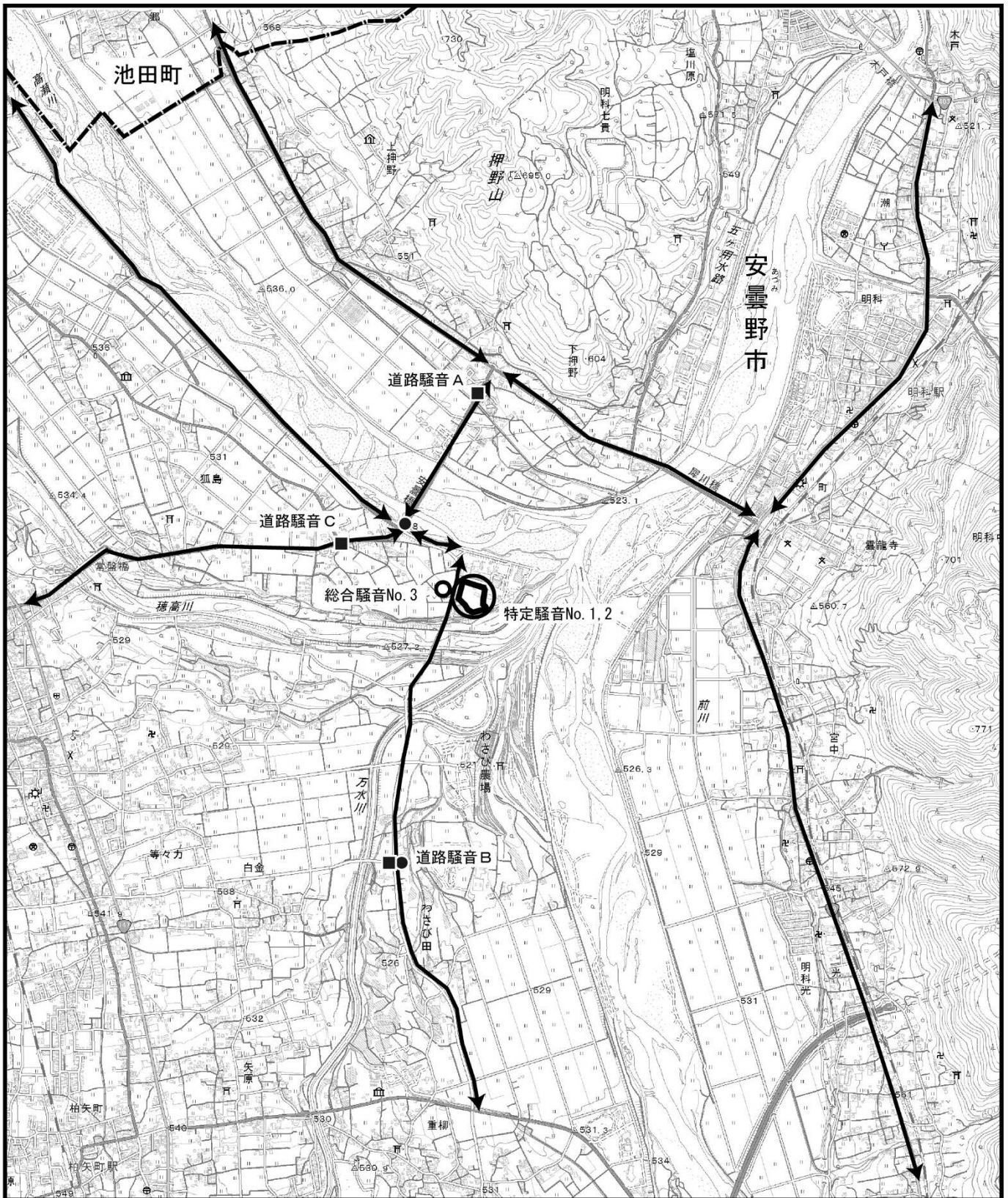
表 4.2.1 現地調査内容（騒音）

調査項目	調査方法	調査期間・頻度	調査地点
総合騒音 騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環告 64 号）等に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 24 時間連続測定	対象事業実施区域 周辺 1 地点
特定騒音 騒音レベル	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚・農・通・運告 1 号）等に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回） 24 時間連続測定	対象事業実施区域 敷地境界 2 地点
道路交通騒音 騒音レベル	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環告 64 号）等に準じる方法	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日 1 回） 24 時間連続測定	主なアクセス道路 3 地点
道路構造	道路断面の道幅等を計測	道路交通騒音測定時に 1 回	
自動車交通量	方向別、大型車・小型車・二輪車別に 1 時間毎の通過台数を計測	2 季／年（夏季、冬季） （1 季につき平日、休日の各 1 回、 平日は道路交通騒音調査と同時に 実施） 24 時間連続測定	主なアクセス道路 の交差点 2 地点
走行速度	方向別、大型車・小型車・二輪車別に 10 台程度の速度を計測		

#### 2. 調査地域及び地点

騒音の調査地域は、建設工事機械及び本計画施設稼働時の騒音発生源等による影響を予測するため、対象事業実施区域敷地境界及び周囲 200m 以内の住居地点等を対象として騒音を調査した。また、工事関係車両及び廃棄物搬入出車両等の走行による騒音の影響を予測するため、本計画施設へのアクセス道路沿道にて道路交通騒音を調査した。

調査地点の位置を図 4.2.1(1)～(2)に示す。



凡 例







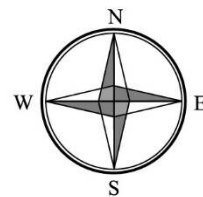
-  対象事業実施区域
-  行政界
-  主要なアクセスルート
-  騒音調査地点 (総合、特定)
-  騒音調査地点 (道路、車速含む)
-  自動車交通量調査地点

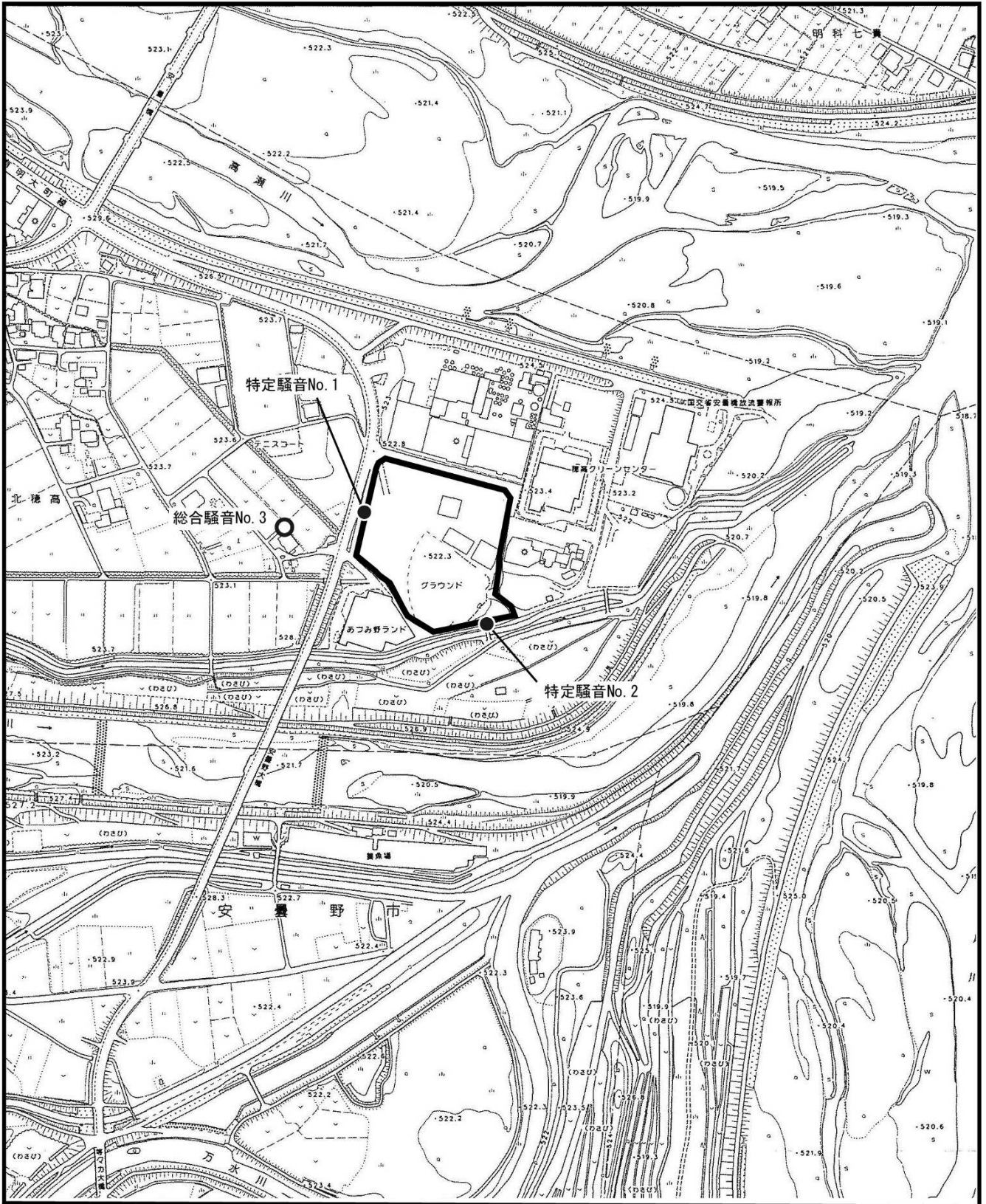
図4.2.1(1) 騒音現地調査地点



Scale 1/25,000



この地図は、国土交通省国土地理院発行の電子地形図25000を基に作成した。



凡例




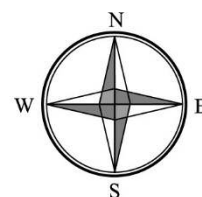
-  対象事業実施区域
-  総合騒音調査地点
-  特定騒音調査地点

図4.2.1(2) 騒音現地調査地点



### 3. 調査結果

#### (1) 総合騒音・特定騒音

総合騒音・特定騒音の調査結果を表 4.2.2 及び表 4.2.3(1)～(2)に示す。

等価騒音レベルは、平日の昼間では 46～56dB、夜間では 40～52dB、休日の昼間では 46～58dB、夜間では 41～52dB であった。いずれの地点・時間帯でも環境基準を下回っていた。

時間率騒音レベルについても、全地点・時間帯で規制基準を下回っていた。

表 4.2.2 総合騒音・特定騒音の調査結果（等価騒音レベル  $L_{Aeq}$ ）

単位：dB

調査地点	調査時期	平日		休日		環境基準		
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	昼間	夜間	地域の区分 (用途地域)
特定騒音 No.1	夏季	51	45	50	44	60	50	C 地域 (付表の地域)
	冬季	50	40	46	41	以下	以下	
特定騒音 No.2	夏季	48	45	47	45	60	50	C 地域 (付表の地域)
	冬季	47	43	47	43	以下	以下	
総合騒音 No.3	夏季	56	52	58	52	—	—	無指定 (用途地域外)
	冬季	54	49	57	52			

表 4.2.3(1) 特定騒音の調査結果（朝・昼間）（時間率騒音レベル  $L_{A5}$ ）

単位：dB

調査地点	調査時期	平日		休日		規制基準 <sup>注)</sup>		
		朝 6時～8時	昼間 8時～18時	朝 6時～8時	昼間 8時～18時	朝	昼間	地域の区分 (用途地域)
特定騒音 No.1	夏季	58	51	49	53	65 以下	65 以下	その他の地域
	冬季	54	50	43	49			
特定騒音 No.2	夏季	48	49	48	48	65 以下	65 以下	その他の地域
	冬季	50	49	47	50			

注) 安曇野市公害条例に基づく一般の騒音の規制基準

表 4.2.3(2) 特定騒音の調査結果（夕・夜間）（時間率騒音レベル  $L_{A5}$ ）

単位：dB

調査地点	調査時期	平日		休日		規制基準 <sup>注)</sup>		
		夕 18時～21時	夜間 21時～6時	夕 18時～21時	夜間 21時～6時	夕	夜間	地域の区分 (用途地域)
特定騒音 No.1	夏季	53	46	51	47	65 以下	55 以下	その他 の地域
	冬季	52	41	46	43			
特定騒音 No.2	夏季	49	46	48	46	65 以下	55 以下	その他 の地域
	冬季	49	45	48	44			

注) 安曇野市公害条例に基づく一般の騒音の規制基準

## (2) 道路交通騒音

### 1) 道路交通騒音

道路交通騒音の調査結果を表 4.2.4 に示す。

昼間では 66～72dB、夜間では 55～68dB であった。なお、いずれの地点も地域区分は無指定であり、環境基準は設定されていない。

表 4.2.4 道路交通騒音の調査結果（等価騒音レベル  $L_{Aeq}$ ）

単位：dB

調査地点	調査時期	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時	環境基準			道路区分
				昼間	夜間	地域の区分 (用途地域)	
道路騒音 A	夏季	67	60	—	—	無指定 (用途地域外)	県道
	冬季	67	58				
道路騒音 B	夏季	72	68	—	—	無指定 (用途地域外)	市道
	冬季	72	67				
道路騒音 C	夏季	67	58	—	—	無指定 (用途地域外)	県道
	冬季	66	55				

### (3) 交通量調査

#### 1) 交通量調査

交通量調査の調査結果の概要を表 4.2.5 に示す。

表 4.2.5 交通量の調査結果の概要

単位：台

時間	道路騒音 A			道路騒音 B			道路騒音 C		
	大型	小型	合計	大型	小型	合計	大型	小型	合計
8 時台	56	632	688	108	1,168	1,276	28	388	416
9 時台	77	552	629	122	903	1,025	33	344	377
10 時台	70	559	629	131	869	1,000	33	340	373
11 時台	46	540	586	85	941	1,026	25	330	355
12 時台	30	543	573	76	868	944	18	310	328
13 時台	44	557	601	76	911	987	23	327	350
14 時台	44	548	592	89	896	985	22	324	346
15 時台	49	595	644	70	991	1,061	26	353	379
16 時台	36	611	647	81	988	1,069	20	350	370
17 時台	12	741	753	53	1,112	1,165	6	449	455
18 時台	9	646	655	40	1,080	1,120	5	368	373
19 時台	6	444	450	35	748	783	4	260	264
20 時台	6	294	300	22	556	578	4	169	173
21 時台	4	174	178	19	371	390	1	105	106
22 時台	3	102	105	21	260	281	1	65	66
23 時台	2	61	63	18	167	185	1	37	38
24 時台	2	36	38	21	110	131	1	27	28
1 時台	2	25	27	19	73	92	0	16	16
2 時台	1	16	17	11	52	63	0	8	8
3 時台	3	20	23	15	55	70	3	12	15
4 時台	5	30	35	19	75	94	2	13	15
5 時台	8	65	73	22	157	179	4	31	35
6 時台	11	233	244	44	554	598	4	131	135
7 時台	18	679	697	63	946	1,009	10	416	426
合計	544	8,703	9,247	1,260	14,851	16,111	274	5,173	5,447

## 2) 走行速度

走行速度の調査結果を表 4.2.6 に示す。

表 4.2.6 走行速度の調査結果

単位：km/h (24 時間平均)

調査地点	走行方向	調査時期	平日	休日
道路騒音 A	上り	夏季	43	46
		冬季	42	42
	下り	夏季	42	43
		冬季	41	41
道路騒音 B	上り	夏季	51	51
		冬季	48	48
	下り	夏季	49	49
		冬季	49	49
道路騒音 C	上り	夏季	40	39
		冬季	39	39
	下り	夏季	40	40
		冬季	39	39

注) 走行方向は対象事業実施区域を起点として上りと下りを設定した。

## 2.2 予測及び影響の評価

### 1. 工事における工事関係車両の走行に伴う騒音の影響

#### (1) 予測結果

工事関係車両の走行に伴い発生する騒音の予測結果を表 4.2.7 に示す。

道路騒音 A、B、C の騒音レベルは 67dB、72dB、68dB であった。工事関係車両の走行による増加量は、0.1～0.3dB であった。

表 4.2.7 道路交通騒音予測結果

予測地点 (道路名)	現況の 道路交通騒音 の測定値	一般車両の 計算値	予測値 (工事関係車両を 含む将来の交通)	環境基準 <sup>注)</sup> (参考)
				昼間(6～22時)
道路騒音 A (主要地方道穂高明科線)	67 (夏季)	66	67	70 以下
	67 (冬季)	(66.3)	(66.5)	
道路騒音 B (穂高 1 級 20 号線)	72 (夏季)	72	72	65 以下
	72 (冬季)	(72.3)	(72.4)	
道路騒音 C (主要地方道穂高明科線)	67 (夏季)	68	68	70 以下
	66 (冬季)	(67.7)	(68.0)	

単位：dB

注) いずれの予測地点においても環境基準は設定されていないが、参考までに騒音に係る環境基準を示す。

主要地方道穂高明科線：道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準。

穂高 1 級 20 号線：B 地域（主として住居の用に供される地域）のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域の環境基準。

#### (2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、環境への影響を緩和させるため、表 4.2.8 に示す環境保全措置を予定する。

表 4.2.8 環境保全措置（工事関係車両の走行）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
搬入時間の分散	工事関係車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化を図る。	低減
交通規制の遵守	工事関係車両の走行にあたっては、速度や積載量等の交通規制を遵守する。	低減

#### 【環境保全措置の種類】

回 避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低 減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代 償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。



### (3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音への影響ができる限り緩和され、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討した。

また、道路交通騒音の予測結果は、表 4.2.9 に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

なお、道路騒音 B については現況で環境基準を超過していることから、環境保全に関する目標は現況と同じ 72dB とした。

表 4.2.9 環境保全に関する目標（工事関係車両の走行）

項目	環境保全に関する目標	備考
騒音に係る環境基準	【穂高 1 級 20 号線（市道）】 72dB 以下（現況の騒音レベル）とした。 【主要地方道穂高明科線（県道）】 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（昼間） 70dB 以下とした。	予測地点については、環境基準は設定されていないが、主として住宅の用に供されている地域に相当する値を目標とした。

### (4) 評価結果

#### 1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「搬入時間の分散」、「交通規制の遵守」を実施する予定である。

「搬入時間の分散」により渋滞の原因とならないよう留意して搬入車両の走行時間を短縮することで、工事関係車両の走行により発生する騒音を抑制するものである。また、「交通規制の遵守」により予測条件で示した走行速度を担保するものとともに、騒音を抑制するものである。

これらの対策の実施により工事関係車両の走行に伴い発生する騒音の影響は緩和するものと考えられる。

以上のことから、工事関係車両等の走行により発生する騒音の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

#### 2) 環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

工事関係車両の走行に伴い発生する道路交通騒音の予測結果を表 4.2.10 に示す。

道路騒音 A、B、C の騒音レベルは 67dB、72dB、68dB であり、工事関係車両の走行による増加量は、0.1～0.3dB である。いずれの予測地点も環境保全に関する目標を満足していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4.2.10 環境保全のための目標との整合に係る評価結果  
 (工事関係車両の走行に伴う道路交通騒音)

単位：dB

予測地点 (道路名)	予測値 (増加量 <sup>注</sup> )	環境保全に関する目標
道路騒音 A (主要地方道穂高明科線)	67 (0.2)	70 以下
道路騒音 B (穂高 1 級 20 号線)	72 (0.1)	72 以下
道路騒音 C (主要地方道穂高明科線)	68 (0.3)	70 以下

注) 増加量は、「一般車両のみ」の予測に対する増加量。

## 2. 工事における建設機械の稼働に伴う騒音の影響

### (1) 予測結果

建設機械の稼働に伴い発生する騒音の予測結果を表 4.2.11 及び図 4.2.2(1)～(2)に示す。

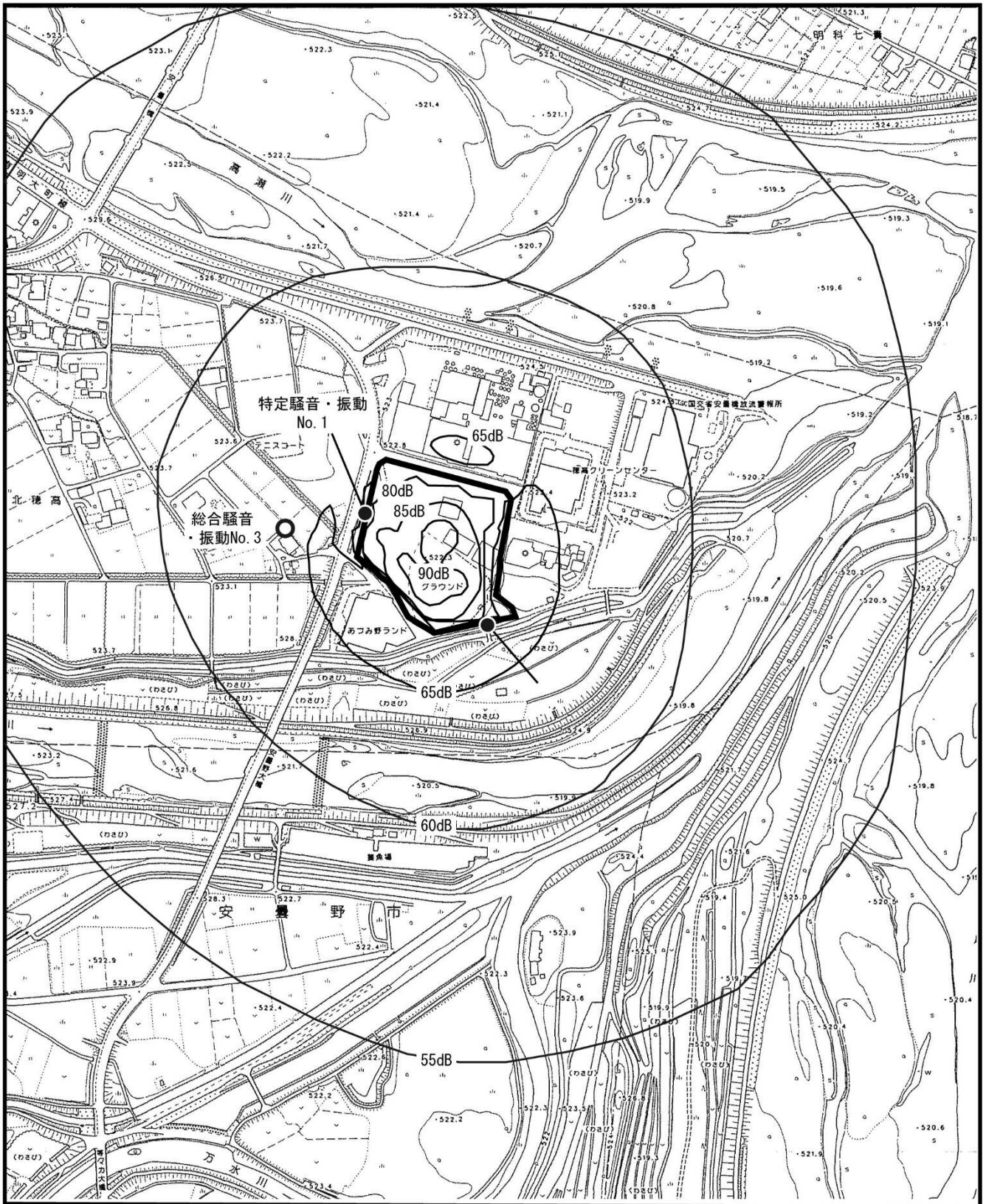
対象事業実施区域の敷地境界に位置する特定騒音 No.1 及び No.2 の騒音レベル( $L_5$ )は 63dB、67dB であり、安曇野市公害条例に基づく特定建設作業に係る規制基準を下回った。

周辺民家の代表地点である総合騒音 No.3 の騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) は 62dB であった。

表 4.2.11 建設作業騒音の予測結果

単位 : dB

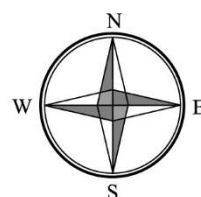
予測地点	騒音 評価値	暗騒音の 測定値	建設作業騒音 の予測値	予測値 (暗騒音+ 建設作業騒音)	規制基準
特定騒音 No.1	$L_{A5}$	53	63	63	75 以下
特定騒音 No.2	$L_{A5}$	50	67	67	
総合騒音 No.3	$L_{Aeq}$	58	59	62	—



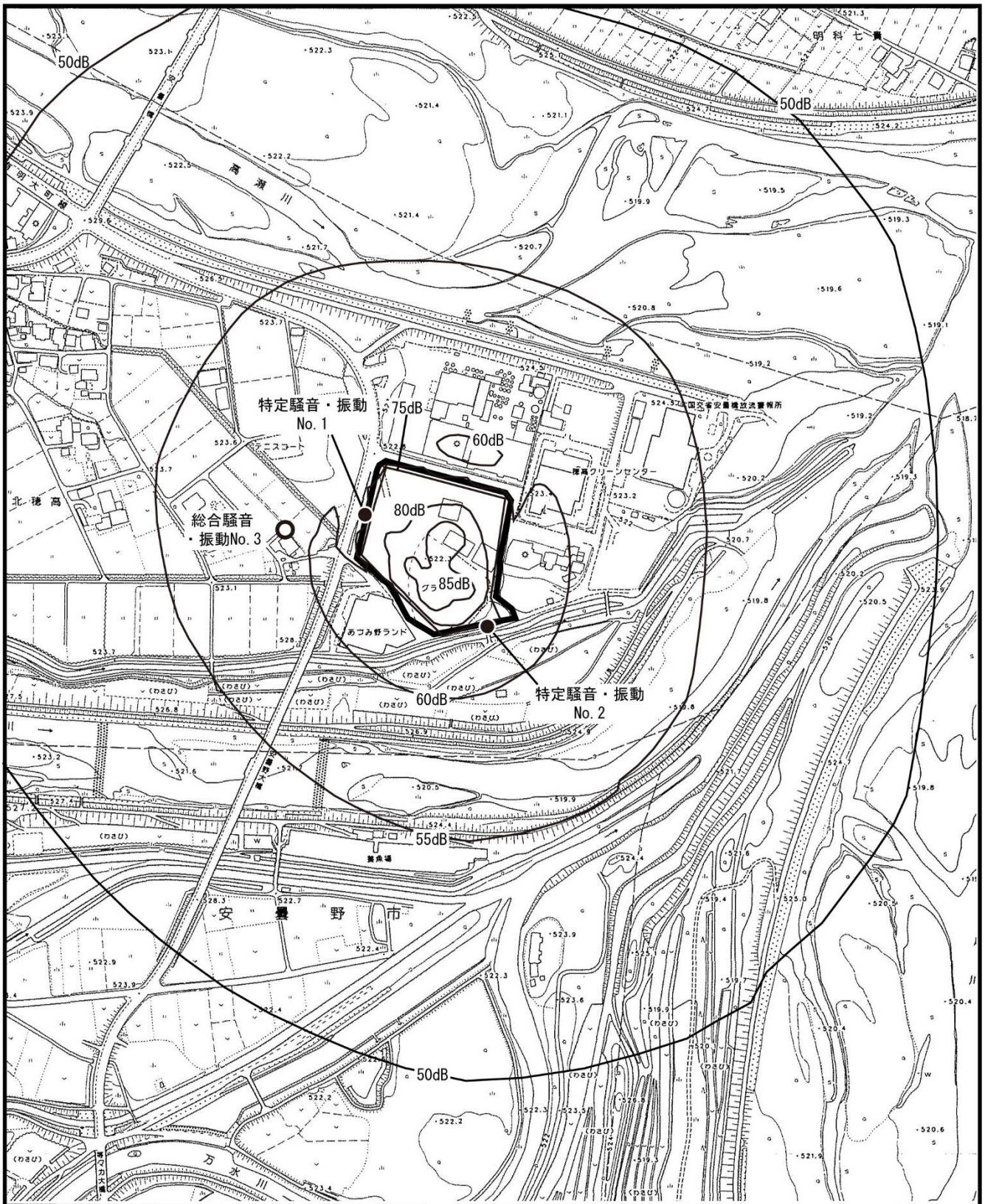
凡 例

- 対象事業実施区域
- 総合騒音・振動調査地点
- 特定騒音・振動調査地点
- 騒音レベル

図 4.2.2(1) 建設作業騒音の予測結果 ( $L_{A}$ )



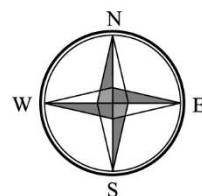
Scale 1/5,000  
 0 100 200 300m



凡 例

- 対象事業実施区域
- 総合騒音・振動調査地点
- 特定騒音・振動調査地点
- 等価騒音レベル

図 4.2.2(2) 建設作業騒音の予測結果 ( $L_{Aeq}$ )



Scale 1/5,000  
 0 100 200 300m

## (2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、環境への影響を緩和させるため、表 4.2.12 に示す環境保全措置を予定する。

表 4.2.12 環境保全措置（建設機械の稼働）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
工事中用仮囲いの設置	工事中は周囲に工事中用仮囲いを設置する。	低減
低騒音型・低振動型建設機械の使用	騒音・振動の発生を抑制するため、低騒音型・低振動型の建設機械の使用に努める。	低減
建設機械の稼働時間の分散	建設機械の稼働台数が一時期に集中しないように工事の時期・時間の分散を図る。	低減
建設機械稼働時間の抑制	建設機械は、アイドル停止を徹底する。	低減

### 【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

## (3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音への影響ができる限り緩和され、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討した。

また、建設作業騒音の予測結果は、表 4.2.13 に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

表 4.2.13 環境保全に関する目標（建設機械の稼働）

予測地点	項目	環境保全に関する目標	備考
特定騒音 No.1、No.2	騒音に係る規制基準	対象事業実施区域の敷地境界における建設作業騒音を、安曇野市公害条例に基づく特定建設作業の規制基準 75dB 以下とした。	—
総合騒音 No.3	騒音に係る環境基準	騒音に係る環境基準 65dB 以下（B 類型、道路に面する地域）とした。	予測地点については、環境基準は設定されていないが、道路に面する地域の基準値を目標とした。

#### (4) 評価結果

##### 1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「工事中仮囲いの設置」、「低騒音型・低振動型建設機械の使用」、「建設機械の稼働時間の分散」、「建設機械稼働時間の抑制」を実施する予定である。

「低騒音型・低振動型建設機械の使用」により、発生源の騒音レベルを抑制する。また、「建設機械の稼働時間の分散」、「建設機械稼働時間の抑制」による建設機械の稼働の集中や、稼働時間が長引くのを避ける。さらに、「工事中仮囲いの設置」により、周囲に伝搬する騒音を緩和する。

これらの対策の実施により建設機械の稼働に伴い発生する騒音の影響は緩和されると考える。

以上のことから、建設機械の稼働に伴い発生する騒音の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

##### 2) 環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

建設機械の稼働に伴い発生する建設作業騒音の予測結果を表 4.2.14 に示す。

敷地境界の予測地点である特定騒音 No.1 及び No.2 の騒音レベルは 59dB、62dB、周辺民家の代表地点である総合騒音 No.3 の騒音レベルは 62dB であった。

すべての予測地点において環境保全に関する目標を満足していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4.2.14 環境保全のための目標との整合に係る評価結果  
(建設機械の稼働に伴い発生する騒音)

単位：dB

予測地点	騒音評価値	現況 (暗騒音)	予測値 (暗騒音+ 建設作業騒音)	環境保全に関する目標
特定騒音 No.1	$L_{A5}$	53	63	75 以下
特定騒音 No.2	$L_{A5}$	50	67	
総合騒音 No.3	$L_{Aeq}$	58	62	65 以下

### 3. 供用時におけるごみ搬入車両等の走行に伴う騒音の影響

#### (1) 予測結果

##### 1) 将来のごみ搬入車両等の交通状況

「第1節大気質」で示すとおり、将来のごみ搬入車両等の交通状況は、現在と同様か、やや通行台数が減少すると予測される。

##### 2) 将来の道路交通騒音の状況

1) より、将来のごみ搬入車両等の交通状況は、現在と同様かやや通行台数が減少することから、将来の道路交通騒音の状況は、現在と同等程度であると予測される。

将来のごみ搬入車両等の走行を含む道路交通騒音の予測結果を表 4.2.15 に示す。

表 4.2.15 道路交通騒音予測結果

単位：dB

予測地点 (道路名)	現況の道路交通 騒音レベル	予測値 <sup>注1)</sup> ごみ搬入車両等を 含む将来の交通	環境基準 <sup>注2)</sup> (参考)
			昼間 (6~22時)
道路騒音 A (主要地方道穂高明科線)	67 (夏季) 67 (冬季)	67	70 以下
道路騒音 B (穂高 1 級 20 号線)	72 (夏季) 72 (冬季)	72	65 以下
道路騒音 C (主要地方道穂高明科線)	67 (夏季) 66 (冬季)	67	70 以下

注 1) 季毎の現況騒音レベルのうち、高い値を予測値として採用。

注 2) いずれの予測地点においても環境基準は設定されていないが、参考までに騒音に係る環境基準を示す。

主要地方道穂高明科線：道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準。

穂高 1 級 20 号線：B 地域（主として住居の用に供される地域）のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する地域の環境基準。

#### (2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、環境への影響を緩和させるため、表 4.2.16 に示す環境保全措置を予定する。

表 4.2.16 環境保全措置（ごみ搬入車両の走行）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
搬入時間の分散	焼却施設及び不燃物処理施設の搬入時間は午前と午後に設定することで、搬入時間の分散を図る。	低減
交通規制の遵守	収集業者に対して、速度や積載量等の交通規制の遵守を指導する。	低減

##### 【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。



### (3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音への影響ができる限り緩和され、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討した。

また、道路交通騒音の予測結果は、表 4.2.17 に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

表 4.2.17 環境保全に関する目標（ごみ搬入車両の走行）

項目	環境保全に関する目標	備考
騒音に係る環境基準	<p>【穂高 1 級 20 号線（市道）】 72dB 以下（現況の騒音レベル）とした。</p> <p>【主要地方道穂高明科線（県道）】 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（昼間）70dB 以下とした。</p>	<p>予測地点については、環境基準は設定されていないが、主として住宅の用に供されている地域に相当する値を目標とした。</p>

### (4) 評価結果

#### 1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「搬入時間の分散」、「交通規制の遵守」を実施する予定である。

「搬入時間の分散」により渋滞の原因とならないよう留意して搬入車両等の走行時間を短縮することで、ごみ搬入車両等の走行により発生する騒音を抑制するものである。また、「交通規制の遵守」により予測条件で示した走行速度を担保するものであるとともに、騒音を抑制するものである。これらの対策の実施によりごみ搬入車両等の走行に伴い発生する騒音の影響は緩和するものとする。

以上のことから、ごみ搬入車両等の走行により発生する騒音の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

#### 2) 環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

ごみ搬入車両等の走行に伴い発生する道路交通騒音の予測結果を表 4.2.18 に示す。

道路騒音 A、B、C の騒音レベルは 67dB、72dB、67dB であり、いずれの予測地点も、環境保全に関する目標を満足していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4.2.18 環境保全のための目標との整合に係る評価結果  
（ごみ搬入車両等の走行に伴う道路交通騒音）

単位：dB

予測地点（道路名）	予測値	環境保全に関する目標
道路騒音 A（主要地方道穂高明科線）	67	70 以下
道路騒音 B（穂高 1 級 20 号線）	72	72 以下
道路騒音 C（主要地方道穂高明科線）	67	70 以下

#### 4. 供用時における施設の稼働に伴う騒音の影響

##### (1) 予測結果

設備機器の稼働に伴い発生する騒音の予測結果を表 4.2.19 及び図 4.2.3(1)～(2)に示す。

対象事業実施区域の敷地境界に位置する特定騒音 No.1 及び No.2 の昼間の騒音レベルは 52dB、53dB、夜間の騒音レベルはいずれも 49dB であり、安曇野市公害防止条例の規制基準を下回った。

周辺民家の代表地点である総合騒音 No.3 の昼間の騒音レベルは 58dB、夜間 52dB であった。施設の稼働に伴う騒音の影響は小さいが、他 2 地点と比較して暗騒音が大きく、昼間、夜間ともに他 2 地点より騒音レベルが大きい結果となった。

なお、夜間は不燃物処理施設の稼働が停止しているにもかかわらず、施設稼働騒音が下がらないのは、屋外に設置している 24 時間稼働の蒸気復水器の寄与が大きいためである。

表 4.2.19 施設稼働騒音の予測結果

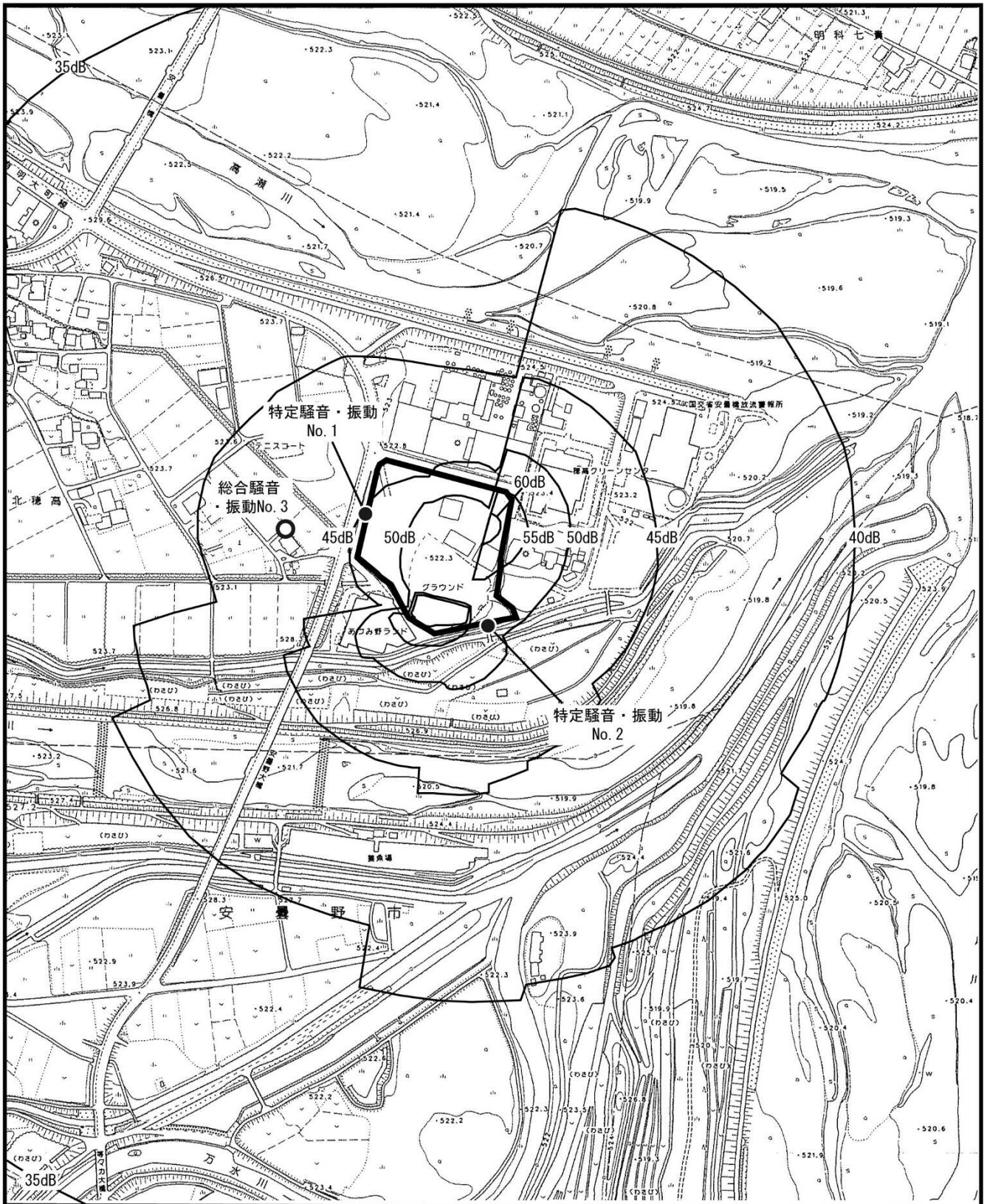
単位：dB

予測地点	時間区分	騒音評価値	暗騒音の測定値	施設稼働騒音の計算値	予測値(暗騒音+施設稼働騒音)	規制基準
特定騒音 No.1	昼間	L <sub>A5</sub>	51	46	52	昼間：65 以下 朝・夕：65 以下 夜間：55 以下
	夜間		45	46	49	
特定騒音 No.2	昼間	L <sub>A5</sub>	47	51	53	
	夜間		45	47	49	
総合騒音 No.3	昼間	L <sub>Aeq</sub>	58	42	58	—
	夜間		52	42	52	

注 1) 施設稼働騒音：焼却施設及び不燃物処理施設からの騒音レベル。

注 2) 暗騒音：現地調査の結果から得られた、現況の騒音レベル。時期別、平日・休日別に測定した結果のうち、最も高い値を採用。

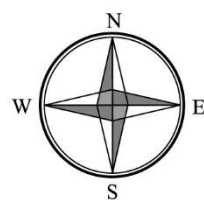
注 3) 予測値：施設稼働騒音と暗騒音を合成した騒音レベルの予測値。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 総合騒音・振動調査地点
- 特定騒音・振動調査地点
- 騒音レベル

図 4.2.3(1) 施設稼働騒音の予測結果(昼間,  $L_{45}$ )





## (2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、環境への影響を緩和させるため、表 4.2.20 に示す環境保全措置を予定する。

表 4.2.20 環境保全措置（施設の稼働）

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
低騒音型の設備機器の使用	低騒音型の機器を積極的に採用し、排風機、ブロア等の設備には消音器を取り付け、蒸気復水器については、防音壁の設置、ケーシングの補強やラギング等の防音措置を講じる。	低減
騒音の大きい機器の屋内配置	著しい騒音の発生する機械設備は必要に応じて防音構造の室内に収納する。	低減

### 【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、または提供すること等により、影響を代償する。

## (3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、騒音への影響ができる限り緩和され、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討した。

また、施設稼働騒音の予測結果は、表 4.2.21 に示す環境保全に関する目標と整合が図れているかどうかを検討した。

表 4.2.21 環境保全に関する目標（施設の稼働）

予測地点	項目	環境保全に関する目標	備考
特定騒音 No.1、No.2	安曇野市公害防止条例	対象事業実施区域の敷地境界における騒音レベルを以下のとおりとした。 昼間：65dB 以下 朝・夕：65dB 以下 夜間：55dB 以下	対象事業実施区域は、安曇野市公害防止条例でその他の地域に区分されるため、左記の規制基準が適用される。
総合騒音 No.3	騒音に係る環境基準	騒音に係る環境基準以下（B 類型、道路に面する地域）とした。 昼間：65dB 以下 夜間：60dB 以下	予測地点については、環境基準は設定されていないが、道路に面する地域の基準値を目標とした。

## (4) 評価結果

### 1) 環境への影響の緩和に係る評価

事業者としてできる限り環境への影響を緩和するため、「低騒音型の設備機器の使用」、「騒音の大きい機器の屋内配置」を実施する予定である。

「低騒音型の設備機器の使用」により発生源となる騒音を抑え、著しい騒音を発生させる設備機器については、必要に応じて防音構造の専用室に設置し、騒音を抑制する。

これらの対策の実施により、施設の稼働に伴い発生する騒音の影響は緩和するものとする。

以上のことから、施設の稼働に伴い発生する騒音の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。

## 2) 環境の保全に関する施策との整合性に係る評価

施設の稼働に伴い発生する施設稼働騒音の予測結果を表 4.2.22 に示す。

敷地境界の予測地点である特定騒音 No.1、No.2 の騒音レベルは、昼間が 52dB、53dB、夜間がいずれも 49dB であった。周辺民家の代表地点である総合騒音 No.3 の騒音レベルは、昼間が 58dB、夜間が 52dB であった。いずれの予測地点も環境保全に関する目標を満足していることから、環境保全に関する目標との整合性は図られているものと評価する。

表 4.2.22 環境保全のための目標との整合に係る評価結果  
(施設の稼働に伴い発生する騒音)

単位：dB

予測地点	騒音の種類	現況 (暗騒音)	予測値 (暗騒音+ 施設稼働騒音)	環境保全に関する目標	
特定騒音 No.1	LA5	昼間 51	昼間 52	昼 間：65 以下 朝・夕：65 以下 夜 間：55 以下	
		夜間 45	夜間 49		
特定騒音 No.2	LA5	昼間 47	昼間 53		
		夜間 45	夜間 49		
総合騒音 No.3	LAeq	昼間 58	昼間 58		昼 間：65 以下 夜 間：60 以下
		夜間 52	夜間 52		